

平成 2 8 年度原子力総合防災訓練計画

1 平成 2 8 年度原子力総合防災訓練の対象となる原子力事業所
北海道電力株式会社 泊発電所

2 実施時期
平成 2 8 年 1 1 月中旬

3 参加機関

(1) 指定行政機関等

内閣官房、内閣府、国家公安委員会、警察庁、消費者庁、総務省、消防庁、外務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、気象庁、海上保安庁、環境省、原子力規制委員会、防衛省

(2) 指定地方行政機関等

経済産業省北海道経済産業局、国土交通省北海道開発局、国土交通省北海道運輸局、気象庁札幌管区气象台、海上保安庁第一管区海上保安本部（小樽海上保安部、函館航空基地）、環境省北海道地方環境事務所、陸上自衛隊、海上自衛隊、航空自衛隊、泊原子力規制事務所、北海道地方放射線モニタリング対策官事務所

(3) 地方公共団体等

北海道、泊村、共和町、岩内町、神恵内村、寿都町、蘭越町、ニセコ町、倶知安町、積丹町、古平町、仁木町、余市町、赤井川村、札幌市、小樽市、島牧村、黒松内町、真狩村、留寿都村、喜茂別町、京極町、千歳市、北広島市、江別市、洞爺湖町、豊浦町、伊達市、室蘭市、苫小牧市、登別市、壮瞥町、白老町、むかわ町、安平町、厚真町、長万部町、北海道警察（本部、札幌方面岩内警察署、札幌方面余市警察署、札幌方面倶知安警察署、札幌方面南警察署、札幌方面小樽警察署、情報通信部）、岩内・寿都地方消防組合（消防本部、岩内消防署、泊支署、共和支署、神恵内支署、寿都支署）、北後志消防組合（消防本部、余市消防署、古平支署、積丹支署、仁木支署、赤井川支署）、羊蹄山ろく消防組合（消防本部、倶知安消防署、ニセコ支署、蘭越支署）等

(4) 指定公共機関等

国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構放射線医学総合研究所、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構、日本赤十字社北海道支部、株式会社 N T T ドコモ北海道支社、K D D I 株式会社北海道総支社、ソフトバンク株式会社等

(5) 指定地方公共機関等

一般社団法人北海道医師会、一般社団法人北海道薬剤師会、一般社団法人北海道バス協会、公益社団法人北海道トラック協会、一般社団法人北海道建設業協会、小樽建設協会 等

(6) 原子力事業者

北海道電力株式会社

(7) その他

北海道大学病院、札幌医科大学附属病院、弘前大学、社会福祉法人北海道社会事業協会、一般社団法人北海道放射線技師会、北海道パワーエンジニアリング株式会社 等

4 原子力緊急事態の想定に関する事項

北海道電力株式会社泊発電所 3号機において、定格熱出力一定運転中、北海道南西沖を震源とする地震が発生し、大津波警報が発表される。これを受け、緊急負荷降下を開始し、原子炉停止に至る。

その後、原子炉冷却材漏えいが発生し、非常用炉心冷却装置を作動させるが、設備故障等により同装置による注水が不能となり、全面緊急事態となる。さらに事態が進展し、炉心損傷に至り、放射性物質が放出され、その影響が発電所周辺地域に及ぶ。

5 共同して防災訓練を行うべき災害予防責任者

上記 3 の参加機関の長

6 訓練目的

- (1) 国、地方公共団体及び原子力事業者における防災体制や関係機関における協力体制の実効性の確認
- (2) 原子力緊急事態における中央と現地の体制やマニュアルに定められた手順の確認
- (3) 「泊地域の緊急時対応（平成 28 年 9 月 2 日泊地域原子力防災協議会において確認）」に基づく避難計画の検証
- (4) 訓練結果における教訓事項の抽出、緊急時対応等の改善
- (5) 原子力災害対策に係る要員の技能の習熟及び原子力防災に関する住民理解の促進

7 訓練内容

訓練目的を踏まえ、事態の進展に応じて、初動対応に係る訓練から全面緊急事

態を受けた実動訓練まで、以下に示す3段階の訓練を行う。

第1段階：迅速な初動体制の確立訓練

国、地方公共団体及び原子力事業者において、それぞれの初動体制の確立に向け、要員の参集及び現状把握を行い、TV会議システム等を活用し、関係機関相互の情報共有を図る。

第2段階：中央と現地組織の連携による避難の実施計画等に係る意思決定訓練

官邸、原子力規制庁緊急時対応センター（以下「ERC」という。）緊急事態応急対策等拠点施設（以下「オフサイトセンター」という。）北海道庁等の各拠点において、参集予定職員を参集させ、体制を強化する。自然災害及び原子力災害の複合災害の発生を想定し、中央において自然災害と原子力災害に係る両本部の合同会議を開催するとともに、現地組織も含めた情報共有、意思決定、指示・調整を一元的に行う。

あわせて、事態の進展に応じた防護措置の実施方針等の立案及び意思決定を行い、決定した内容について対象となる地方公共団体への指示等を実施する。

また、緊急輸送関係省庁又は民間輸送機関により、原子力防災を担当する内閣府副大臣、国の職員及び専門家をオフサイトセンター及び原子力施設事態即応センター（北海道電力本店）に派遣する。

第3段階：全面緊急事態を受けた実動訓練

全面緊急事態を受けて、民間輸送機関、自衛隊等の実動組織の支援を受けつつ、PAZ（予防的防護措置を準備する区域。以下同じ。）内の住民の避難を行う。

放射性物質の放出を想定して、OIL（運用上の介入レベル。以下同じ。）の基準に基づき、UPZ（緊急時防護措置を準備する区域。以下同じ。）内の住民について屋内退避を実施し、その後の安定ヨウ素剤の緊急配布、一時移転、避難退域時検査等を実施する。

緊急時モニタリング実施計画の立案や意思決定を行うとともに、緊急時モニタリングの実施、モニタリング結果を踏まえた一時移転エリアの特定等を行う。

訓練実施項目は以下のとおり。

(1) 国、関係地方公共団体及び原子力事業者共通の訓練

緊急時体制確立訓練

初動体制を迅速に構築し初期対応を的確に実施するため、原子力規制委員会・内閣府原子力事故合同警戒本部から原子力災害対策本部等の設置等を行う。

オフサイトセンター運営訓練

オフサイトセンター（北海道原子力防災センター）の運営（原子力災害合同対策協議会の運営を含む。）を通じて、防護措置に係る自治体との具体的対策の検討、調整等を実施する。

情報共有及び意思決定訓練

T V会議システム等を活用し、事態の進展に応じて、中央と現地組織が必要な情報共有等を図るとともに、各拠点間の連絡、調整により各事態における防護措置の実施方針等について意思決定等を行う。

緊急時モニタリング実施訓練

緊急時モニタリング実施計画の立案や意思決定に係る訓練を行うとともに、関係機関及び原子力事業者と連携して、緊急時における環境放射線のモニタリング訓練を行う。

広報対応訓練

官邸、E R C等において、会見資料の準備、会見実施者への事前説明等の会見実施に至る一連の行動について訓練を行う。また、広報内容について、国、北海道、原子力事業者（北海道電力本店及び泊発電所）等との情報共有を実施する。

（２）国が参加主体となる訓練

現地への国の職員・専門家の緊急輸送訓練

原子力防災を担当する内閣府副大臣、内閣府幹部等を現地に派遣するに当たり、関係省庁が連携し、輸送手段及び輸送経路を調整した上で、緊急輸送を実施する。

原子力災害対策本部等の運営訓練

施設敷地緊急事態発生に伴う原子力規制委員会・内閣府原子力事故合同対策本部、全面緊急事態発生に伴う原子力災害対策本部を設置するとともに、自然災害及び原子力災害の複合災害を想定した自然災害に係る対策本部との合同会議の開催も含め、各本部の運営を通じた関係機関の情報共有、連絡、意思決定等を行う。

（３）関係地方公共団体が参加主体となる訓練

P A Z内施設敷地緊急事態要避難者の避難等実施訓練

施設敷地緊急事態発生の通報を受け、P A Z内の施設敷地緊急事態要避難者について、避難先の調整、輸送手段の確保等を行い、避難等を実施する。

P A Z内住民の避難等実施訓練

原子力緊急事態宣言後、原子力災害対策本部からの避難指示を受け、P A Z内の一般住民について、避難先の調整、輸送手段の確保等を行うとともに、安定ヨウ素剤の服用を行った上で避難等を実施する。

U P Z内住民の屋内退避実施訓練

原子力緊急事態宣言後、原子力災害対策本部からの屋内退避指示を受け、U P Z圏内の社会福祉施設、小・中学校等の屋内退避や各機関の情報伝達等の訓練を行う。

U P Z内の一部住民一時移転実施訓練

O I L 2の事態発生に伴い、U P Z内で屋内退避中の一部住民のU P Z外への一時移転を実施するとともに、各機関への情報伝達及び一時移転住民への安定ヨウ素剤の緊急配布を行う。この際、泊発電所から30km圏近傍に避難退域時検査場所を設置し、一時移転に伴う人員及び車両の避難退域時検査並びに簡易除染を行う。

交通規制・警戒警備訓練

警察、海上保安庁等による交通規制、船舶航行規制等の訓練を行う。

ヘリテレ伝送システムによる情報収集訓練

現地の活動状況について、ヘリテレ映像を各関係機関に伝送し、国及び地方公共団体間で情報共有を行う。

(4) 原子力事業者が参加主体となる訓練

事故拡大防止訓練

施設敷地緊急事態及び全面緊急事態の発生に伴い、泊発電所が保有する事故収束資機材を活用した事故拡大防止措置を図る。その際、T V会議システム等を活用し、中央と現地の間で継続的な情報共有を図る。

発電所敷地周辺緊急時モニタリング訓練

泊発電所敷地周辺の緊急時モニタリングを行い、その結果を関係機関に連絡するとともに、緊急時モニタリングセンターへの要員の派遣及び資機材の提供を通じ、関係機関との連携強化を図る。

原子力発電所構内作業等者の避難誘導訓練

泊発電所構内作業等者の避難誘導及び避難場所への移動を行うとともに、当該原子力発電所敷地内の立入制限の訓練を行う。

原子力災害医療訓練

泊発電所構内における被ばくを伴う傷病者に対する汚染除去等の応急措置及び医療機関への搬送に係る関係機関と連携した救助・医療活動訓練を実施する。

原子力事業者支援連携訓練

原子力事業者間の取り決めに基づき、施設敷地緊急事態発生に伴う要員の派遣及び資機材提供の支援要請連絡等並びに原子力緊急事態支援センターから提供を受けた現場偵察用ロボットを用いた操作習熟訓練を行う。

8 冬季の降雪や積雪を考慮した要素訓練

冬季の降雪や積雪を考慮した、除雪や避難の手順等を確認する要素訓練を原子力総合防災訓練の一環として冬季に実施する。

9 訓練評価

訓練終了後、各種計画、マニュアル等の見直し及び検証に資するため、反省点の抽出を行う。訓練に参加した国の関係省庁、地方公共団体、指定公共機関等は、地域原子力防災協議会において、総合的な訓練の実施結果、成果、抽出された反省点等を検討し、これらを共有するとともに、明らかになった課題に関して、緊急時の対応に係る計画やマニュアルの改善等を行う。